

## 食品の受取に関する合意書

フードバンクさが（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、甲が乙に提供する食品（以下「提供食品」という。）について、以下のとおり合意する。

### 1. 事前協議

甲と乙は、食品の種類、数量、保存方法、食品表示、情報の取扱い及び配送方法等について、事前協議を行い、甲は乙に対し食品を無償で提供する。

### 2. 品質確保

甲による提供食品は、食品衛生法その他関係法令に適合する品質であり、賞味期限（消費期限）内であるものとする。また、甲は、乙へ提供するまでは、原則として提供食品の品質を保証し、提供前の原因による提供食品の食品衛生上の問題については、原則として甲又は食品寄贈者の責任とする。

### 3. 適正管理

乙は、提供食品の品質が保持されるよう適正に取り扱い、保存方法や賞味期限（消費期限）の遵守については、乙の責任において管理するものとする。提供食品の受取後の原因による提供食品の食品衛生上の問題については、原則として乙の責任とする。

### 4. 転売等の禁止

乙は、提供食品を甲と合意した目的のみに使用し、転売せず、金銭その他の有価物と交換しないこと。

### 5. 記録・開示・報告

乙は、提供食品の取り扱いや利用に関する情報を記録し、これを3年間保存するものとする。また、乙は甲の求めに応じて、この記録を開示・報告するものとする。

### 6. 事故発生時の対応

甲と乙は、提供食品について何らかの事故が発生した場合、甲、乙又は関係する第三者は速やかに調査を行い、その調査結果に基づいて、適用される法令等に従い、原因究明や事後対応、再発防止策等について、別途誠実に協議するものとする。

### 7. 提供食品の情報の取扱い

乙は、提供食品の名称、製造者名、販売者名等に関する情報の公開等の取扱いについては、甲の指示に従うものとする。

### 8. 提供食品に関する問合せ

乙は、提供食品について問合せ等が生じた場合、甲に連絡するものとし、提供食品の製造者や販売者に直接問合せをしないこと。

### 9. 守秘義務

甲と乙は、本合意書の有効期間中及び終了後も本合意書及び個別契約等により互いに開示された相手方の情報について秘密を保持し、事前の書面による承諾なく第三者にこれらを開示しないものとする。

## 10. 反社会的勢力の排除

(1) 甲と乙は、相手方に対して、自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋、社会運動党標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これに準じる反社会的勢力（以下「反社会的勢力等」という）ではなく、また反社会的勢力等が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

(2) 甲と乙は、相手方が前項に違反したときは、何ら催告することなしに本合意を解除することができるものとする。

(3) 甲又は乙が、前項に基づき本合意を解除した場合、解除により被った損害の賠償を相手方に請求できるものとする。

## 11. 協議による解決

甲と乙は、本合意書に定めのない事項およびその他本合意書に関して生じた疑義については、誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

## 12. 所管裁判所

「フードバンクさが」に関する紛争等が生じた場合の所管裁判所は、事務所所在地の所管裁判所とする。

## 13. 合意の解除

甲または乙は、相手方がこの合意書の定めに反したときは、何等の通知催告を要することなく、直ちに本合意書を解除することができる。

## 14. 有効期間

本合意書の有効期間は下記日付から満1年間とする。但し有効期間終了の1ヶ月前までに、当事者いずれからも書面による契約終了の意思表示がない場合には、同一の内容で期間を1年更新するものとし、以降も同様とする。

本合意の証として本合意書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

2019年 月 日

(甲) 所在地 佐賀県佐賀市唐人1丁目1-14 よってこ十間堀  
名 称 フードバンクさが  
代表者 干潟 由美子 (印)

(乙) 所在地 佐賀県 \_\_\_\_\_  
名 称 \_\_\_\_\_  
代表者 \_\_\_\_\_ (印)